

「小さなお宿応援事業」のご案内

長野県観光機構・長野県観光部

1 趣 旨

国が実施する Go To トラベル キャンペーンは、主に旅行会社やインターネットの宿泊予約サイト（OTA）を通じて宿泊・旅行代金の割引を受ける仕組みのため、これらを利用していない宿泊施設のうち、特に小規模な施設はキャンペーンによるメリットが及ばないことが想定されます。

このため、OTA等を通じた予約を受け付けていない小規模な宿泊施設の利用が促進されるよう、宿泊代金の割引及び宿泊客への観光クーポン券の提供による支援を行います。

2 支援対象の施設

次の全項目に該当する長野県内の宿泊施設

- (1) 令和2年7月1日において現に旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けている又は住宅宿泊事業法第3条第1項に規定する届出を行っていること
- (2) 令和2年7月下旬から令和3年1月上旬までの事業実施期間を通じて、Go To トラベル事業の支援を受けないこと。

①OTAに宿泊プランを掲載しないこと

※OTAの例

一休.com	Airbnb	Expedia	じゃらん.net	dトラベル	Trip.com
Booking.com	Yahoo!トラベル	ゆこゆこ	楽天トラベル	るるぶトラベル	

②旅行会社から送客を受けないこと

③Go To トラベル事業の支援対象となる直販予約システムを利用しないこと

(3) 客室数が10室未満であること

(4) 長野県が実施する「新型コロナ対策推進宣言」をしていること

3 事業実施期間

令和2年7月22日チェックイン～令和3年1月4日チェックアウト

4 割引金額等

(1) 宿泊料金等の割引

1人1泊当たり 宿泊プラン料金	10,000円以上	6,000円以上 10,000円未満	6,000円未満
1人1泊当たり 割引金額	5,000円	3,000円	支援対象外

※宿泊代金の考え方について、詳細は別紙をご確認ください。

(2) 観光クーポン券等の提供

令和2年9月30日までの宿泊者には、同日まで県内の観光地や飲食店等で利用できる観光クーポン券を1人1泊当たり1枚（2,000円分）を提供します。

10月1日以降の宿泊者への観光クーポン券の提供は検討中です。

(3) 適用の上限

1回の宿泊で5連泊を上限とします。

4 割引の対象となるお客様

県内外の全ての宿泊客

ただし、当面、宿泊代金の割引等を適用できるのは新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いている地域にお住いのお客様に限定していただきます。(具体的な地域は、対象事業者の決定時にお知らせします。)

割引対象エリア外のお客様向けには、例えば、上限額の範囲内でこれらの地域の割引枠を保留しておく、宿泊時期を遅らせていただき割引を適用する等の工夫をお願いします。

5 支援を受けるための手続き

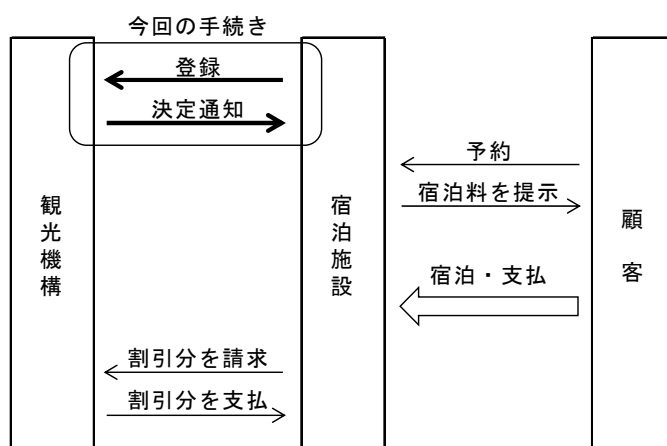
- (1) 「対象宿泊施設指定申請書」を提出
- (2) 審査後、割引上限額の通知書、マニュアル、お客様へ提供する観光クーポン券を宿泊施設へ送付
- (3) あわせて、予約開始日、割引の適用開始日を通知
- (4) お客様への宿泊割引の適用、観光クーポン券の提供
※宿泊時にお客様から「割引確認書」を提出いただくこと
- (5) 割引実績を取りまとめて、以下のとおり実績報告及び割引分の請求

チェックアウト日	8月31日まで	9月30日まで	10月31日まで	11月30日まで	1月4日まで
報告期限	9月11日(金)	10月12日(月)	11月11日(水)	12月11日(水)	1月15日(金)

- (6) 割引内容を審査の上、適正と判断したものについて翌月末までの振込

6 留意事項

- (1) お客様への周知は、対象事業者の決定通知後からとしてください。
- (2) 本事業は、新規顧客の開拓やリピーターの獲得など、今後の宿泊施設の発展につながる活用をお願いします。



新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、本事業の実施内容を変更する場合があります。

また、国が実施する Go To トラベル事業の詳細が明らかになった時点で、実施内容を変更する場合があります。

【別紙】 宿泊代金の考え方

- 1 「宿泊プラン料金」には、素泊まりだけではなく一体として提供するサービスを含んだものとしします。
例えば、次のようなものが該当します。
・素泊まり ・1泊2食 ・1泊2食+飲み放題 ・1泊2食+体験メニュー
現在、6,000円以上のプランの設定がない宿泊施設については、新たなプランを検討いただいた上で、本事業への参加をお願いします。
- 2 「宿泊プラン料金」は、予約時に施設からお客様へ提示する料金としします。
また、宿泊予約時に本来の価格と割引後の価格をお客様に説明していただくことが必要です。
お客様には、消費税、入湯税等を含む料金を分かりやすく説明してください。
例：本来の価格6,000円（消費税、入湯税含む）、割引後の価格3,000円
- 3 お子様の料金については、割引金額の基準に合致する場合は適用可能です。
- 4 適用する割引額は、お客様からの宿泊予約時に確定させてください。
このため、お客様が宿泊時に発生した追加料金（飲み物代など）は割引の対象となりません。
例：1泊2食8,000円で予約を受けたお客様が夕食時の飲物代2,000円が追加となった場合
⇒予約時の8,000円を基準として3,000円の割引となります。
割引前の価格が10,000円になっても5,000円の割引はできません。